

広 情 審 第 2 1 号

平成 2 3 年 8 月 3 日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市情報公開審査会

会長 大久保 隆 志

公文書不存在決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 2 年 9 月 1 5 日付け広国平第 1 2 9 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 4 8 号関係）

答 申 書

平成22年9月15日付け広国平第129号で諮問のあった事案（諮問第48号で受理）について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

「広島市が現在推進している『オバマジョリティー・キャンペーン』について」及び「『ヒロシマ・ナガサキ議定書』について」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が不存在とした次の開示請求項目の決定のうち、別紙1の「審査会の判断」欄に「開示」と表記した項目については、これを取り消し、「開示対象公文書」欄に記載した公文書を開示すべきです。その他の項目については、実施機関の決定は妥当です。

【実施機関が不存在決定した開示請求項目】

- 1 広島市が現在推進している「オバマジョリティー・キャンペーン」について
 - ① 「オバマジョリティー・キャンペーン」の全体像の分かる文書（以下「本件開示請求項目1」という。）
 - ② 「オバマジョリティー・キャンペーン」の支出予定の事業費（以下「本件開示請求項目2」という。）
- 2 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」について
 - ① 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の作成、決裁者とその決裁時期（以下「本件開示請求項目3」という。）
 - ② 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」につき、市議会での採決結果を示す文書（以下「本件開示請求項目4」という。）
 - ③ 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を公表した人物と時期、場所（以下「本件開示請求項目5」という。）
 - ④ 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛否の回答をした国や都市、団体等の回答年月日の分かる文書（以下「本件開示請求項目6」という。）
 - ⑤ 日本政府の対応の分かる文書の一部（以下「本件開示請求項目7」という。）
 - ⑥ NPT2010の国際会議で賛同を求めた相手国の反応の分かる文書（以下「本件開示請求項目8」という。）
 - ⑦ 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の作成、配布など賛同を求め普及しようとする全体事業費（以下「本件開示請求項目9」という。）

なお、本件開示請求における「『ヒロシマ・ナガサキ議定書』につき、市議会での説明や議論を示す文書」に対し、実施機関は対象公文書として「平成20年第2回定例会一般質問（6月19日 都志見議員）に対する答弁書」のみを開示していますが、他にも対象公文書と思われる文書が見受けられるため、実施機関は改めて開示決定すべきです。

第2 異議申立ての趣旨

平成22年7月26日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年6月17日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同年7月1日付け広国平第77号で行った不存決定を取り消し、公文書を開示するよう求めているものです。

第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書、補足説明資料及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

1 広島市が現在推進している「オバマジョリティー・キャンペーン」について

(1) 本件開示請求項目1について

この事業の推進に当たりその趣旨や目的が明確に示された文書や指示発言がない限り、事業は進まないはずで、そうした文書が不存とされるのは、事業そのものの正当性に疑義が生じる事である。実施機関が平成22年7月1日付け広国平第76号で開示した「第1回 NPT2010戦略推進本部会議次第」によると、第1回 NPT2010戦略推進本部会議の本部長である市長挨拶が、この事業の趣旨や目的を示したものと思われ、その挨拶の分かる文書を求める。

(2) 本件開示請求項目2について

不存とされているが、年間の支出計画予算は項目別に設定されていると思われ、その事業予算の開示を求める。

2 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」について

(1) 本件開示請求項目3について

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」は、公益財団法人広島平和文化センター（以下「平和文化センター」という。）が主体となって策定したとのことであるが、国内外に向け広島市長名で賛同を求める文書を送付するなど、実施機関が保有していると思われる意思決定等に関する公文書の存在が前提と考えられる事実がある。

どのような考え方や意思決定等により広島市が平和文化センターの情報や文書を採択、活用したか不明である。

「議定書」とされている以上、広島市長と長崎市長が何らか協議押印した文書が必要だと思うので、その開示を再度申請する。

- (2) 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の出自と内容の責任者、改正の仕方を示す文書について

広島市の長期の指針を定めた広島市基本構想が2009年10月に策定されているが、そのなかに「ヒロシマ・ナガサキ議定書」について、言及している。それにもかかわらず、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に、広島市に主体性が無く、市長の検討や決裁の痕跡も無くて、しかも、英文が原本であるということは極めて異例で、その出自は明確に示される必要がある。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書、補足説明資料及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

1 広島市が現在推進している「オバマジョリティー・キャンペーン」について

(1) 本件開示請求項目1について

本市は、平成22年5月に開催されるNPT再検討会議において「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が採択されることを目指し、「NPT2010戦略重点アクションプログラム」を作成し、6つの柱の一つに「オバマジョリティー・キャンペーン」という事業を打ち出したものである。「オバマジョリティー・キャンペーン」は、様々な具体の取組を検討しながら実施し続けたことにより、常に一定の全体像を持つものではなかったこと、目的を達成するための一手法に過ぎなかったことなどから、事業の全体像を把握する必然性がなく、事業の全体像がわかる文書を作成していない。

(2) 本件開示請求項目2について

「オバマジョリティー・キャンペーン」の所要経費については、平成21年度に支出したものがすべてであり、その後の支出予定の事業費はない。

2 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」について

(1) 本件開示請求項目3について

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」は、広島市長が会長となっている平和市長会議が主導・作成したものである。「ヒロシマ・ナガサキ議定書」については、平和市長会議と連携して核兵器廃絶に取り組む必要があることから、広島市も全面的な協力体制をとっているが、その作成等に係る具体的な事務処理は、平和市長会議の事務局が置かれている平和文化センターの所管であるため、広島市には文書が存在しない。

(2) 本件開示請求項目4について

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」は、市議会で採決する内容ではないため、市議会での採決結果を示す文書は存在しない。

(3) 本件開示請求項目5について

上記(1)と同様の理由で、広島市には文書が存在しない。

- (4) 本件開示請求項目 6 について
各団体等から回答を受け取っていないため、当該文書は存在しない。
- (5) 本件開示請求項目 7 について
日本政府から文書を受け取っていないものについては、当該文書は存在しない。
- (6) 本件開示請求項目 8 について
相手国から文書を受け取っていないため、当該文書は存在しない。
- (7) 本件開示請求項目 9 について
「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の賛同を求め普及しようとするための文書郵送費や市長の海外出張旅費については、平和文化センターの予算であり、広島市の「NPT 2010 戦略推進本部」としては予算計上していないので、全体事業費については、公文書として存在しない。
- (8) 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の出自と内容の責任者、改正の仕方を示す文書について
本件開示請求になかった内容であるため、異議申立ての対象とはならず、改めて公文書開示請求していただく必要がある。

第 5 審査会の判断理由

当審査会としては、本件開示請求の対象になるとと思われる公文書を見分し、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号。以下「条例」という。）の規定に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

1 広島市が現在推進している「オバマジョリティー・キャンペーン」について

(1) 本件開示請求項目 1 について

ア 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の第 1 条において、「・・・行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする・・・」と規定され、また、条例第 1 条においても、「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等・・・市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、・・・」と規定されており、行政における情報の一層の公開と説明責任等が定められています。

一方、公文書の開示請求者は一般に行政が保有する公文書の具体的な件名又は内容を特定することは困難です。

したがって、請求を受けた実施機関は、上記の情報公開制度の趣旨を実現するために、請求者の請求の趣旨について真摯にくみ取る努力が求められます。

イ 実施機関は、市長、副市長、各局長等で構成する NPT 2010 戦略推進本部を

設置して、「オバマジョリティー・キャンペーン」の推進を含む「NPT2010戦略重点アクションプログラム」を実施し、「オバマジョリティー・キャンペーン」については、様々な具体の取組を検討しながら実施し続けたことにより、常に一定の全体像を持つものではなかったこと、目的を達成するための一手法に過ぎなかったことなどから、本件開示請求項目1に対して、事業の全体像がわかる文書を作成していないと説明しています。

ウ 申立人は、「オバマジョリティー・キャンペーン」に関し、具体的にどのような公文書が存在するかについて了知していないことから、「全体像の分かる文書」という表現で請求したものと考えられ、また、実施機関は申立人に本件開示請求項目1の趣旨を確認していません。上記アで述べた情報公開制度の趣旨からすれば、対象となる公文書を狭くとらえたことは妥当ではなく、全体像に相当すると評価できるものは開示対象とすべきです。

当審査会が第1回から第3回までのNPT2010戦略推進本部会議の次第、資料及び議事録を見分したところ、「オバマジョリティー・キャンペーン」は、平成22年5月に開催されるNPT再検討会議において「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が採択されることを目指した「NPT2010戦略重点アクションプログラム」の取組のひとつであることが分かり、また、同本部の本部長である市長の挨拶が第1回議事録に記載されているなど、「オバマジョリティー・キャンペーン」の趣旨、目的、内容等が分かります。

エ したがって、第1回から第3回までのNPT2010戦略推進本部会議の次第、資料及び議事録については、全体像に相当するものとして、開示対象文書に該当するものと判断できます。

(2) 本件開示請求項目2について

「オバマジョリティー・キャンペーン」は、平成22年5月に開催されたNPT再検討会議までの取組であり、本件開示請求時点の同年6月17日以降の支出予定の事業費がないことから、実施機関が条例第11条第1項の規定に基づき、本件開示請求項目2の対象となる公文書は保有していないとして不存在決定を行ったことは妥当です。

2 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」について

(1) 本件開示請求項目3及び5について

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」は、「核兵器不拡散条約（NPT）」における核廃絶への具体的な道筋を示すため、同条約を補完する議定書として国連NGOである平和市長会議が作成したものです。したがって、実施機関に公文書が存在しないという説明は合理的であると認められ、申立人も、平和市長会議の事務局が置かれている平和文化センターへ本件開示請求項目3及び5の対象文書の開示を請求し、平成22年8月30日に開示を受けていることから、実施機関が条例第11条第1項の

規定に基づき、本件開示請求項目 3 及び 5 の対象となる公文書は保有していないとして不存在決定を行ったことは妥当です。

(2) 本件開示請求項目 4 について

ア 確かに「ヒロシマ・ナガサキ議定書」は、平和市長会議が作成したものであり、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の作成又は決定については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）上、議会に上程し議決される事項ではないため、市議会において審議・採決は行われていません。したがって、実施機関が条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、市議会での採決結果を示す公文書は保有していないとして不存在決定を行ったことは妥当です。

なお、市議会の「ヒロシマ・ナガサキ議定書」への関与を示す文書としては、地方自治法第 99 条による関係行政庁への意見書として、『「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の NPT 再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書』を可決したことを示す文書が存在しています。

イ 一方、本件開示請求における『「ヒロシマ・ナガサキ議定書」につき、市議会での説明や議論を示す文書』に対し、実施機関は対象公文書として直接的な質問である「平成 20 年第 2 回定例会一般質問（6 月 19 日 都志見議員）に対する答弁書」のみを開示しています。しかしながら、当審査会が広島市議会議事録を調査したところ、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に関連して多くの質問や答弁が行われているなど、開示した対象公文書以外にも対象公文書と思われる文書が見受けられるため、実施機関は申立人の意図を確認し改めて開示決定を行うことが適当です。

(3) 本件開示請求項目 6、7 及び 8 について

広島市は、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の NPT 再検討会議での採択に向けて、日本政府や関係各国等に対して要望書や要請文を郵送するなど要望・要請活動を行っています。通常、要望・要請活動については、その相手方からの返答を求める性格のものではないため、本件開示請求項目 6、7 及び 8 について、相手方から対応・反応等の分かる文書を受け取っていないという実施機関の説明に不合理な点はありません。したがって、実施機関が条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、本件開示請求項目 6、7 及び 8 の対象となる公文書は保有していないとして不存在決定を行ったことは不当ではありません。

(4) 本件開示請求項目 9 について

ア 当審査会において関係する公文書を見分したところ、広島市は 2020 年までの核兵器廃絶の実現に向けた「2020 ビジョンキャンペーン」の平成 21 年度及び平成 22 年度の具体的な取組として、平成 22 年 5 月に開催される NPT 再検討会議において「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が採択されることを目指した取組やそのための各国の諸都市等への賛同促進の活動などを行うこととしており、「2

020ビジョンキャンペーン」に「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の賛同を求め普及しようとする活動が含まれています。

したがって、「2020ビジョンキャンペーンの展開（要請活動）」については、広島市の事業として平和文化センターに委託（平成21年度予算額1,520万5千円、平成22年度予算額3,337万9千円）し、平和文化センターが「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の賛同を求め普及しようとする活動を行ったものです。

イ このことから、本件開示請求項目9の対象文書として、これらの委託内容が記載されていると認められる文書を開示することが適当であり、少なくとも広島市の平成21年度及び平成22年度の「2020ビジョンキャンペーンの展開（要請活動）」事業に関わる予算関係書類（臨時費要求概要調など）を開示することが妥当です。

また、別途申立人が平和文化センターに開示請求し、平成22年8月30日に開示を受けている「事業計画書、収支予算書」や「事業報告書、決算報告書」についても、実施機関が入手し、開架文書となっていることから、本件開示請求項目9の対象文書になると考えられます。

(5) 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の出自と内容の責任者、改正の仕方を示す文書について

このことについては、本件開示請求に含まれていないため、異議申立ての対象にはなりません。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりです。

別紙1

区分	不存在決定した開示請求項目	審査会の判断	開示対象公文書
「オバマジョリティー・キャンペーン」について 広島市が現在推進している	1 「オバマジョリティー・キャンペーン」の全体像の分かる文書	開示	第1回から第3回までのNPT2010戦略推進本部会議の次第、資料及び議事録
	2 「オバマジョリティー・キャンペーン」の支出予定の事業費	妥当	
「ヒロシマ・ナガサキ議定書」について	3 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の作成、決裁者とその決裁時期	妥当	
	4 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」につき、市議会での採決結果を示す文書	妥当	
	5 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を公表した人物と時期、場所	妥当	
	6 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛否の回答をした国や都市、団体等の回答年月日の分かる文書	妥当	
	7 日本政府の対応の分かる文書の一部	妥当	
	8 NPT2010の国際会議で賛同を求めた相手国の反応の分かる文書	妥当	
	9 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の作成、配布など賛同を求め普及しようとする全体事業費	開示	広島市の平成21年度及び平成22年度の「2020ビジョンキャンペーンの展開（要請活動）」事業に関わる予算関係書類（臨時費要求概要調など）

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
22. 9. 15	広国平第129号の諮問を受理（諮問第48号で受理）
23. 4. 26 （第1回審査会）	審議（事案の概要説明。異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述）
23. 5. 25 （第2回審査会）	審議
23. 7. 1 （第3回審査会）	審議
23. 7. 27 （第4回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
近 藤 いずみ	弁護士
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
藤 元 康 之	中国新聞社呉支社長